桑折町若者定住促進事業補助金申請手続きの流れ

次に記載の要件を満たす人は補助金の対象者となりますので、表に記載の流れで申請してください。

【補助対象要件】

（１）本人または配偶者が、申請日において４５歳未満である人

（２）定住（１０年以上住むこと）することを目的に、新たに住宅を取得（新築、建替え、購入）、または住宅リフォーム（４００万円以上）を行い、平成２９年４月１日以降に入居した人

（３）申請日の前年度において、申請者および同一世帯の人全員が、納付すべき市町村民税の滞納がないこと

（４）本人および同居する世帯員が、暴力団員（桑折町暴力団排除条例（平成23年桑折町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと

【申請手続き】

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 町 |
| 補助金交付申請  ※住宅取得の日から１年以内 （入居後）に申請  交付決定通知の受領  補助金交付請求  ※交付決定通知日から20日以内  補助金の受領 | 補助金の交付  請求書の受理  交付決定  申請書受理及び審査 |